

## 愛知県中小企業融資制度細則

### (目的)

第1 この細則は、愛知県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、愛知県中小企業融資制度の全般にかかる必要な事項を定めるものとし、融資制度の種類ごとの個別の事項については別に定める。

### (取扱金融機関)

第2 愛知県中小企業融資制度の取扱金融機関は、別表1とする。

2 取扱金融機関の要件は、以下のとおりとする。

(1) 愛知県内に融資取引を行う支店が1つ以上あること。

(2) 保証協会と約定書を締結し、保証実績があること。

3 取扱金融機関の新規指定については、以下のとおりとする。

(1) 新規に愛知県中小企業融資制度の取扱いを希望する金融機関は、要望書（様式1号）及び金融機関の概要を県へ提出すること。

(2) 県は、要望書の内容について、以下の観点から検討し、県内中小企業者の経営の安定と発展に資するものと認められるときは、指定通知書（様式2号）により取扱金融機関として指定することを当該金融機関及び関係機関へ通知する。

ア 保証協会の利用実績及び愛知県中小企業融資制度の利用見込み

イ 当該金融機関の実績や店舗網等

(3) 指定の通知を受けた金融機関は、速やかに預託用の口座開設手続きを行うこと。

(4) 4月1日から11月30日までに要望書が提出されたときは、原則、翌年4月1日を取扱開始日として指定するものとし、年度途中での取扱開始は行わない。なお、12月1日から翌年3月31日までは要望書を受付しないものとする。

4 取扱金融機関の廃止については、以下のとおりとする。

(1) 取扱金融機関は、県内店舗の廃止等により、愛知県中小企業融資制度を取扱いしなくなるときは、廃止届（様式3号）により県に届出すること。

(2) 県が指定を廃止したときは、指定廃止通知書（様式4号）により取扱金融機関及び関係機関へ通知する。

(3) 通知を受けた取扱金融機関は、速やかに預託金を返還すること。

5 取扱金融機関の指定の取消しは、以下のとおりとする。

(1) 県は、取扱金融機関が以下に該当した場合には指定を取消しすることができる。

ア 愛知県内に融資取引を取扱いする支店が存在しなくなったとき。

イ 要綱その他愛知県中小企業融資制度の規定を遵守せず、制度の適正な運用が担保されないとき。

(2) 県は、前号により取扱金融機関の指定を取消した場合には、書面により取扱金融機関に通知する。

(3) 通知を受けた取扱金融機関は、速やかに預託金を返還すること。

6 第3項の新規指定を受けた取扱金融機関が、名古屋市以外の市町村において小規模企業等振興資金の取扱いを希望する場合は、小規模企業等振興資金制度細則の定めにより、当該市町村へ要望書を提出すること。

7 取扱金融機関が合併する場合は、事前に県へ報告するものとする。また、合併後に存続金融機関（新設合併の場合には新設金融機関）は、県へ変更届及び合併の事実を証する書類を提出すること。

### (推薦機関)

第3 推薦機関は、県内各商工会議所・商工会とする。

2 推薦機関が推薦できる融資制度は、信用保証を付して県が実施する融資制度とする。

3 推薦機関は、申込者から依頼があったときは申込書の確認を行うとともに、適切と認められる場合は推

薦書を作成の上、速やかに関係書類を申込受付機関に送付するものとする。

(融資利率)

第4 各資金の融資利率については、指標金利から算出した通常利率を基準とし、資金の目的に合わせた施策の重要度により、優遇した利率を適用するものとする。

2 融資利率設定の指標金利

融資利率を設定するための指標金利は以下のとおりとする。なお、保証債務残高の基準日は毎年12月31日時点とする。

|          |  |
|----------|--|
| 指標金利 (A) | 愛知県中小企業融資制度の取扱金融機関のうち、愛知県内に本店がある保証債務残高の上位5金融機関の短期プライムレートの平均利率の小数点以下第2位を四捨五入して得られた率 |
|----------|--|

3 融資利率の改定日

融資利率は毎年4月1日に改定することし、改定の基礎とする指標金利の基準日は前年の12月31日とする。

4 融資利率の設定基準

融資利率は、指標金利 (A) から下記の金利区分ごとに定める利率を控除した1年以内の利率①を算出し、期間に応じた利率を加算して算出する。

(単位：%)

| 金利区分  | 固定金利      |           |           |           |            |            |            |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|       | 1年以内<br>① | 3年以内<br>② | 5年以内<br>③ | 7年以内<br>④ | 10年以内<br>⑤ | 13年以内<br>⑥ | 15年以内<br>⑦ |
| 通常利率  | A-0.6     | ①+0.1     | ①+0.2     | ①+0.3     | ①+0.4      | ①+0.5      | ①+0.6      |
| 特別金利1 | A-0.7     | ①+0.1     | ①+0.2     | ①+0.3     | ①+0.4      | ①+0.5      | ①+0.6      |
| 特別金利2 | A-0.8     | ①+0.1     | ①+0.2     | ①+0.3     | ①+0.4      | ①+0.5      | ①+0.6      |
| 特別金利3 | A-0.9     | ①+0.1     | ①+0.2     | ①+0.3     | ①+0.4      | ①+0.5      | ①+0.6      |
| 特別金利4 | A-1.0     | ①+0.1     | ①+0.2     | ①+0.3     | ①+0.4      | ①+0.5      | ①+0.6      |
| 特別金利5 | A-1.1     | ①+0.1     | ①+0.2     | ①+0.3     | ①+0.4      | ①+0.5      | ①+0.6      |
| 特別金利6 | A-1.2     | ①+0.1     | ①+0.2     | ①+0.3     | ①+0.4      | ①+0.5      | ①+0.6      |

5 融資利率の適用

融資利率は各資金において適用する金利区分を定める。

融資実行から最終返済日までの全期間について、当初融資実行時点の融資利率を適用する。

なお、各資金の融資利率に「以内」の表示があるものについては、金利区分表から算出された融資利率を上限とする。

(その他)

第5 この細則に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この細則の制定前に融資申込みしたものについては、従前の例による。